

大刀洗町告示第47号

平成27年第26回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年 8月19日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成27年9月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

平成27年 第26回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成27年 9 月 3 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成27年 9 月 3 日 午前 9 時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第 4 議案第36号 大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第37号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第38号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第39号 大刀洗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第40号 大刀洗町障害福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第41号 大刀洗町環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第42号 大刀洗町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

日程第11 議案第43号 大刀洗町消防委員会条例を廃止する条例の制定について

日程第12 議案第48号 大刀洗ドリームセンター音響・照明改修工事に伴う賃貸借契約の締結について

日程第13 議案第44号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) について

日程第14 議案第45号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程第15 議案第46号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程第16 議案第47号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第36号 大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第37号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第38号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第39号 大刀洗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第40号 大刀洗町障害福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第41号 大刀洗町環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第42号 大刀洗町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

日程第11 議案第43号 大刀洗町消防委員会条例を廃止する条例の制定について

日程第12 議案第48号 大刀洗ドリームセンター音響・照明改修工事に伴う賃貸借契約の締結について

日程第13 議案第44号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第45号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第46号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第47号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（12名）

1番	平田 信將	2番	黒木 徳勝
3番	後藤 晴一	4番	平山 賢治
5番	山田 英敏	6番	林 威範
7番	安丸眞一郎	8番	花等 順子
9番	平田 一成	10番	森田 勝典
11番	山内 剛	12番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	須山りつ子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	矢野 孝一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	重松 俊一	子ども課長	……………	平田 栄一
会計課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	佐田 裕子	総務係長	……………	堀内 智史
財政係長	……………	早川 正一			

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成27年第26回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、2番、黒木徳勝議員、3番、後藤晴一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。議会運営委員長の報告を求めます。平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（平田 一成） おはようございます。議会運営委員長の平田一成でございます。

9月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成27年8月21日及び31日の両日、協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から大浦総務課長、早川財政係長及び堀内総務係長の出席を得て協議をいたしました。

会期及び会期日程表をご覧くださいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は9月3日から9日までの7日間と決定いたしました。

会期7日間の内容でございますが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきまして、本会議散会后、全員協議会を開催させていただきます。

4日金曜は、総務文教厚生委員会を開催し、請願を審議いたします。終わり次第、全員協議会を開催し、自由討議といたします。

5日土曜は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

6日日曜、7日月曜、8日火曜は、休会といたします。

9日水曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、

ここにお願いをいたしまして報告を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から9月9日までの7日間をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から9月9日までの7日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

請願の付託報告を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

平成27年第26回大刀洗町議会定例会

請願付託表

平成27年9月3日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第1号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る意見書採択の要請について	総務文教厚生委員会

○議長（長野 正明） また、陳情の提出が2件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることになりました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成27年7月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会花等順子委員長、登壇して報告をお願いします。花等順子議員。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） おはようございます。総務文教厚生委員会の所管事務調査の報告をいたします。

平成26年度総務文教厚生委員会では、介護保険の改定に向けて調査研究をいたしました。

平成26年1月28日、東京財団研究員の三原氏から、介護保険の改定に向けて講義を受けました。

8月19日、フレグランス大刀洗、幸生苑、聖母園の町内施設を視察し、意見交換会を行っております。

10月20日と21日、大分県の臼杵市と福岡県の行橋市に高齢者施設等介護保険事業について視察を行いました。

11月21日、大刀洗町地域包括支援センターの業務活動の課題について、職員の方と意見交換会を行いました。

平成27年1月22日、介護保険に関する調査研究について協議をいたしました。

4月30日、やなぎ医院の柳先生から地域医療について講義を受け、意見交換会をいたしております。

5月22日、大分県杵築市の地域ケア会議の取り組みについて視察いたしました。

6月21日、杵築市の視察の反省会をいたしております。視察のときは、視察帰庁後いつも反省会をしているのですが、この日は特別に日を設けて反省会をいたしました。

以上のことを総括して、その内容を8月20日と31日、委員会を開き提言をまとめました。本日の本議会終了後、「提言書 地域包括ケアシステムの構築に向けて」として、町長に提言をいたします。

○議長（長野 正明） これで議長報告を終わります。

町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成27年第26回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、8月25日に襲来した台風15号は、非常に大型で猛烈な風と雨を伴い、熊本に上陸した後、北上して日本海に抜けましたが、北部九州各地に甚大な被害をもたらしました。当町でも4カ所の自主避難所に96名の方々が避難されました。また、被害状況の報告によりますと、風倒木が道路をふさいだほか、家屋の屋根や農作物では露地野菜などに被害が出ているようであります。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。9月に入り、これから本格的に台風シーズンを迎えますので、町として万全を期して住民の皆様の安全確保に努める所存でございます。

さて、平成26年度一般会計決算については、歳入が60億8,990万円余、歳出は56億7,440万円余となり、実質収支額は3億9,170万円余で、実質単年度収支は2,570万

円余の黒字になっています。詳細については、監査委員の決算審査後の12月議会において報告をさせていただきます。

また、今年度の普通交付税は、地方消費税交付金の増加により、自治体の収入が増えたことや、企業の設備投資による固定資産税の増加により交付税が減少しています。当町においては、交付税は昨年とほとんど変わらないものの、財源不足を補う臨時財政対策債との合計では、昨年と比較して0.7%、約1,500万円の減少で、20億1,500万円になっています。今後も引き続き効率的な財政運営に努めてまいります。

本年度も5カ月が経過して、主要施策であります町立図書館の改修工事や子育て世代を中心とした定住促進住宅の建設も順調に進捗しています。また、地方創生総合戦略も年内策定に向け検討を進めているところです。

さて、今議会には社会保障・税番号制度に関連する条例の一部を改正する条例の制定のほか、条例の廃止など条例関係が8議案、一般会計及び特別会計補正予算など予算関係が4議案、重要な契約が1件など、いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議いただき、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。

また、本定例議会は、現議員による最後の定例会でございます。過去4年間、議員各位の御英断と御協力により諸施策、諸事業を円滑に推進することができましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、平成25年12月には、議会基本条例を制定して、議員相互の自由討議や議会モニターの設置など、町民に開かれた身近な議会運営を図り、住民の福祉の向上に努めていただきましたことに対し、住民になりかわり心から感謝とお礼を申し上げます。

今限りで勇退される議員の皆様にあつては、健康に留意され、今後とも町の発展に御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、9月22日告示の町議会議員選挙により立候補される議員の皆様におかれましては、10月にこの議場で再会できますよう御祈念申し上げます、開会に当たっての御挨拶といたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第36号 大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第36号大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） おはようございます。総務課の大浦でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第36号大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について提案理由及び内容の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号とその内容を含む個人情報、つまり特定個人情報の適正な管理が求められていることから、大刀洗町個人情報保護条例に反映させるため、一部を改正するものでございます。

それでは、議案の4枚目の新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条の「個人情報」の文言の後に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を挿入いたしております。これにつきましては、条例で定めた個人情報以外で、番号法で定められた特定個人情報の適用の漏れがないように加えるものでございます。

次のページをお開きください。

第2条に第2号から第4号までを加えております。これにつきましては、文言の説明でございまして、特定個人情報第3号で情報提供等の記録、第4号で特定個人情報ファイルの文言の定義をしております。

先ほどの第1条に戻りますけども、「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」という文言につきましては、この後、第3条、第9条、第14条と各条に挿入されておりますので、御報告しております。

それでは、次のページ、第9条をお開きください。

第9条の2項におきまして、これにつきましては、特定個人情報以外の個人情報について目的以外の利用や情報提供の制限を規定するものでございます。

次に、第11条の2でございます。これは新たに新設されたものでございます。これにつきましては、特定個人情報の利用目的等の制限等を規定しているものでございます。内容を要約いたしますと、個人の生命・身体や財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意または同意を得ることが困難であるときに限り特定個人情報は利用できるというふうな規定等が盛り込まれております。

次のページをお開きください。

第11条の3でございます。特定個人情報提供の制限、こちらにつきましても新設でございます。これにつきましては、特定個人情報の提供の制限というものを規定しているものでございます。

次に、第18条2項、利用停止の請求でございます。こちらに2項を追加いたしまして、特定個人情報が正当に取得されたもの以外または法に違反して収集されたもの等につきまして、利用

の停止や消去の措置を請求ができるという規定でございます。

次に、次のページの第19条をごらんください。こちらにつきましては、請求の方法でございますが、自己情報の開示や情報の利用停止及び消去につきまして、請求の仕方、方法が記載されております。

続きまして、第19条の2項でございますが、こちらにつきましては、本人にかわって情報の利用の停止あるいは消去の請求ができるものの規定をしているところでございます。

それでは、次のページのほうは飛ばしまして、第22条の2をごらんください。新たに新設されたものでございますが、こちらのほうでは情報提供等記録の提出先等への通知でございます。この条項におきましては、情報機関の決定で情報提供等の記録の訂正をした場合において必要があれば総務大臣等に通知することを規定しております。

次に、最後のページでございます。これにつきましては、第32条で、他の法令等の調整でございますが、「自己情報」の後に「(特定個人情報を除く。)」というふうに規定を加えているところでございます。

それで、施行の日でございますが、個人番号の交付及び個人番号の利用開始につきましては、平成28年1月1日が施行日となりますが、第11条の3におきましては、個人番号が付番される通知でございますので、平成27年10月5日が施行日というふうになります。第22条の2につきましては、情報提供ネットワークシステムの稼働が開始される日でございますが、これにつきましては29年1月の予定でございます。それで施行の日は未定でございますので、今この時点では施行の日というふうに定めております。

以上で内容の説明を終わります。よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長(長野 正明) 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 議案第37号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(長野 正明) 日程第5、議案第37号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長(大浦 克司) それでは、議案第37号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成27年10月5日から施行されることに伴い、通知カードが交付され、さらに、申請すれば

28年1月1日から個人番号カードが交付されることになっております。通知カードにつきましては、氏名、住所、生年月日、性別と12桁の個人番号が記載されたものであります。個人番号カードは、通知カードに記載された内容のほかICチップで顔写真が載ったものでございます。そこで、これらの通知カードまたは個人番号カードを紛失、消失あるいは汚損等をした場合に、再発行する際の手数料を規定しております。

なお、当初の交付に係る個人の費用はかかりません。

また、今までの住民基本台帳カードにつきましては、平成27年12月で交付を終了するため手数料を削除するものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明を行います。

3枚目にあります新旧対照表、まず、（第1条関係）をごらんください。左の覧の新しい（12）の2を加えまして、通知カードの再交付手数料を500円としています。この1条に関する施行日は27年10月5日ということになります。

次に、新旧対照表の4枚目をお開きください。新旧対照表（第2条関係）でございます。右の覧の（12）では、住民基本台帳カード交付手数料を削り、同じく右の覧の（12）の2の通知カード再交付手数料を（12）といたしまして、新たに（12）の2に個人番号カードの再交付手数料を800円としております。この2条関係の施行日は28年1月1日ということになります。

以上で提案理由及び内容の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6 議案第38号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第38号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。須山税務課長。

○税務課長（須山りつ子） おはようございます。税務課の須山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日に交付されまし

た。それに伴い大刀洗町税条例の一部を改正する必要が生じたので、今回改正するものでございます。

改正の内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、各種申請書等へ個人や法人を特定できる個人番号及び法人番号の記載について規定の整備を行うもの。紙巻きたばこ3級品に対する巻きたばこ税の特例税率を廃止し、平成28年度から4年間で段階的に税率を引き上げる措置が主なものでございます。

それでは、今回の改正につきまして、議案書の新旧対照表により、内容の説明を行います。議案書の7枚目、大刀洗町税条例の新旧対照表の1ページのほうをお願いいたします。左のほうが今回の改正で、右側は旧になっております。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うものは、1ページから2ページの第2条、3ページ、第36条の2、4ページ、第51条及び第63条の2、5ページから6ページ、第63条の3、6ページ、第71条、7ページ、第74条、7ページから8ページ、第74条の2、8ページ、第89条、9ページ、第90条、10ページ、第119条の3、11ページから15ページの附則第10条の3、15ページから16ページ、附則第22条でございます。

次に、2ページに戻っていただきまして、第23条でございます。法人町民税における外国法人の恒久的施設にかかわる規定を、法人町民税における定義が地方税法に明記されたことに伴い、引用する法律を改正するものでございます。

同じく、2ページから3ページの第33条でございます。所得税におきまして、国外転出時、株式等にかかわる未実現の売却益に対する譲渡所得課税の特例が創設されましたが、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については所得税の計算の例によらないものとするものでございます。

次に、3ページの第36条の3の3でございます。所得税法の改正により適用条文の交付税等に伴い改正するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

附則第4条でございます。法人税法の改正により適用条文の条ずれ等により条文を整備するものでございます。

次に、議案書の2枚目になりますが、改正条文をお開きください。

改正条文の4ページから9ページでございます。こちらは附則第16条の2にあります紙巻きたばこ3級品に対する巻きたばこ税の特例を廃止し、平成28年度から4年間で段階的に税率を引き上げる措置でございます。

次に、改正条文、3ページをお開きください。

附則の第1条につきまして、施行期日がそれぞれ定められておりますので、それについて規定するものでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第39号 大刀洗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8. 議案第40号 大刀洗町障害福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9. 議案第41号 大刀洗町環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第39号大刀洗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第9、議案第41号大刀洗町環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上3件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第39号大刀洗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、それと議案第40号大刀洗町障害福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、それから、議案第41号、大刀洗町環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由及び内容の説明を行います。

3議案とも委員会及び審議会の委員に町議会議員が就任することになっておりますが、議会の厳正な監視機能を発揮する観点からして、できるだけ縮減することが望ましいということから、委員の構成を見直す必要が生じたので、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由でございます。

それでは、それぞれの改正内容を新旧対照表によりまして説明させていただきます。

議案第39号大刀洗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の3枚目になります。新旧対照表をごらんください。

右の旧の第3条第1項で下線の箇所を削りまして、「委員会は、委員10人以内をもって組織する。」と改正しております。

それから、第1号の「町議会議員」から第3号の「識見を有する者」までを削っております。そして、新たに第3条2項といたしまして、「委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が任命する。」を加えております。

次に、旧のほうで（任期）の第3条の2の第1項の下線部を削りまして、「委員の任期は、2年とする。」として、新たに「ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。」を加えております。

また、旧にあります第3条の2の2項は削っております。

次に、議案第40号大刀洗町障害福祉計画策定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、こちらにつきましては議案書の3枚目の新旧対照表をお開きください。

右側の旧の第3条第2項第1号にあります「町議会代表」を削っております。あと、2項2号以降は変わっておりません。

次に、議案第41号大刀洗町環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書の3枚目、新旧対照表をごらんください。

右側の旧の第16条第1項におきまして、「委員12名以内を」というところを、新たに「10名以内」と改正いたしました。

また、2項におきまして、「委員は、優れた識見を有する者、その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱又は任命する。」と改正しております。

なお、いずれの条例につきましても、施行日は公布の日からというふうに規定しております。

以上で内容説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（長野 正明） それでは、これから質疑を行います。

質疑につきましては、議案第39号、議案第40号、議案第41号を一括で質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第42号 大刀洗町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第42号大刀洗町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、議案第42号大刀洗町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について、説明させていただきます。

この条例につきましては、青少年の指導、育成等に関して、本町におきましては青少年健全育成町民会議ないし校区民会議や小郡警察署や児童相談所、または少年補導員等の関係機関と適切に施行、施策を実施しております。さらに、中学校等におきましては、スクールガードリーダー等の設置を行いまして、施行、施策を実施しております。さらに関係部署におきましては、連絡調整を図っております、この青少年問題協議会という自体がもう必要ではないということを判断しまして、今回廃止することといたします。

1枚お開きください。この条例の附則につきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11、議案第43号 大刀洗町消防委員会条例を廃止する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第43号大刀洗町消防委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） 地域振興課、矢野です。

それでは、議案第43号大刀洗町消防委員会条例を廃止する条例の制定について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

まずは提案理由ですが、議案書の下段をごらんください。

理由といたしましては、本委員会の所掌事項である消防に関する重要事項や団員の待遇及び施設等の改善に係る検討については、消防団幹部会議等で所掌することとした。よって、本条例が必要ないことから廃止とした。これがこの条例案を提出する理由であります。

内容につきましては、理由書の中で述べておりますとおり、大刀洗町消防委員会の役割を、町の消防団幹部会議でありますとか各分団と区長会との懇談会等で行っていただくというふうにしております。

また、議会には必要に応じまして予算審議あるいは全員協議会の際に、本町消防の状況について説明をしたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

----- . ----- . -----

**日程第12. 議案第48号 大刀洗ドリームセンター音響・照明改修工事に伴う賃貸借契約
の締結について**

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第48号大刀洗ドリームセンター音響・照明改修工事に伴う賃貸借契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 生涯学習課の森田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号大刀洗ドリームセンター音響・照明改修工事に伴う賃貸借契約の締結について、提案理由及び内容の説明を行います。

理由につきましては、大刀洗ドリームセンター音響・照明改修工事を施工するため、指名競争入札により請負人を定めたが、その者と賃貸借契約をするに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、次のページをごらんください。

入札結果及び契約結果表でございます。

まず、1の起工番号、起工第95714-1号。工種、設備。工事名が大刀洗ドリームセンター音響・照明改修工事。工事場所が大刀洗町富多819番地。入札年月日が27年8月26日でございます。入札場所が大刀洗町中央公民館で行っております。工期につきましては、工事につきましては、契約の効力の発生の日の翌日から平成28年1月31日まで。リース期間につきましては、工事完了日の翌日より5年間としております。現場説明はございません。9、予定価格、税抜でございます。9,830万円でございます。10、最低制限価格はございません。落札業者は、株式会社九電工。住所につきましては、福岡市の業者でございます。契約金額は9,694万800円、これは税込みでございます。

次に、指名業者でございますが、8月7日に指名委員会を開いております。指名業者につきましては、ホールの改修の実績がある電気・電気通信工事の「業者等級区分及び基準数値」の上位より選定し、5,000万円以上の工事でありますので、株式会社九電工から大東電気工事株式会社までの7名を指名しております。

続きまして、入札結果でございますけれども、8月26日に入札を行いまして、株式会社九電工が8,976万円で落札しております。この金額は5年間のリース金額の合計であり、1年当たりのリース金額に直しますと、年間1,795万2,000円、税別となります。リース期間は、先ほど申しましたとおり工事完了の翌日から5年間となり、リース完了後は機器の所有権は無償

で町のほうに移管いたします。契約につきましては、大刀洗町と九電工の契約となります。

次に、主な内容について御説明申し上げます。

内容は、音響・照明機器の更新でございます。今回の改修を行いますドリームセンターは、約20年が経過しておりますが、これまで大規模な改修は行っておりません。今回が開館以来の改修となっております。

また、改修に先立ちましては、平成26年度文化庁の劇場・音楽堂等への芸術文化活動支援（派遣型）事業で、ホールの専門家に現状を確認してもらっております。音響については初期のままであり、電子機器は15年を経過すると部品の劣化等で突然の事故が起こり得る。特に音響整備の部品もなく緊急な改修が望まれる。また、照明設備についても現在は使用されていないコネクターが使用されており、全面改修が必要であるとの報告を受けております。

続きまして、次のページ、簡単に改修内容を説明いたします。

こちらが舞台の1階の照明でございます。右側の舞台上のコネクターがございますけれども、コンセントを交換するものでございます。それから客席につきましては、非常灯がございます。非常灯の交換となっております。

次のページをごらんください。舞台の2階の照明でございます。一番右側が天井の反射板ライトでございます。こちらのライト交換となっております。次に真ん中、中間あたりですけども、4系列のライトがございます。こちらのほうにつきましても一部交換となっております。それから、舞台上がございますシーリングライト、こちらと舞台上の袖、両サイドにあります舞台を照らすライトでございますけれども、こちらも交換となっております。

続きまして、次のページ、天井部分の照明でございます。こちらにつきましては、客席側の天井の照明でございます。こちらは一部LED化をするようにしております。

次のページをごらんください。音響部分でございます。音響の1階部分でございます。舞台上にありますマイクのコンセント、それから舞台袖でございます、両サイドでございますスピーカーを交換するようにしております。

次のページをごらんください。最後のページでございます。音響の2階部分でございます。こちらはワイヤレスアンテナ等それから舞台中央の天井部分にありますスピーカーの交換をするようにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 予定価格が税抜きで出ておりますが、積算された根拠を教えてくださいと思うんですが。

○議長（長野 正明） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 積算につきましては、電気工事関係の主なものについては3社見積もりでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） よろしかったら3社のメーカー名を教えてください。

○議長（長野 正明） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 単価の見積もりでございまして、メーカーは、すみません、九電工、サンケン、サン電工社等でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） 九電工とサン電工と、もう一社は。

○議長（長野 正明） 森田生涯学習課長。——5番、山田議員。

○議員（5番 山田 英敏） その中で最終的にはこの3社の中の1社、九電工のやつをとったわけですか。

○議長（長野 正明） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） あくまでもこちらは単価の見積もりでございまして、3社の中の最低単価です、こちらを採用単価とさせていただきます。

○議長（長野 正明） ほかにございせんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ドリームセンターの音響については、余り評判はよくなかったんですが、この改修をすることでどれくらいよくなるというふうに考えてありますでしょうか、現状維持なのか、これはホールのつくりそのものに問題があるのかもしれませんが、音響設備を変えることで効果はどれほど考えてありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 基本的には現在の機器を更新することになっておりますので、機器につきましては20年前と現在の物では大分性能が上がっておりますので、どれくらいと言われてもちょっと言えませんが、基本的には更新でございます。

○議長（長野 正明） ほかにございせんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 7番、安丸です。

賃貸契約の関係の、要は契約額がここにありますが、実際の工事額と賃貸5年間の賃貸期間における金額と違いますか、できれば月額なり年額の料金がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（長野 正明） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 入札書の金額でございまして、音響整備の工事額が

8,500万でございます。それと賃貸契約のリース相当額が476万、合計8,976万円でございます。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） わかりました。今回の入札に当たっての考え方についてお尋ねします。

前回の図書館改修については、試行的に郵便入札ということで実施されたかと思いますが、今後そういう郵便入札がふえるのかなというふうに思っていたんですが、今回の場合は従来の入札方法によるものと思うんですが、そこらあたりの判断基準といいますか、考え方について教えていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 前回、図書館の入札の場合は郵便入札ということで行いました。郵便入札につきましては、前回お話ししたと思いますけども、建築工事1億円以上です、こちらの物件につきまして郵便入札ということで考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 大浦です。

先ほど生涯学習課長のほうから工事費1億円とありましたが、規定におきましては1億5,000万以上の工事につきまして郵便入札を行うという規定を設けたところでございます。訂正いたします。

○議長（長野 正明） 7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 再度、総務課長のほうからありましたけども、1億5,000万円以上の工事金額については郵便入札という考え方でよろしいですね。

○議長（長野 正明） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 1億5,000万円というのは1つの基準でございまして、一応基準として定めておりますが、今後の入札におきまして1億5,000万円、場合によっては1つの基準ですから郵便入札を行わない場合もあります。ですから、一応今回につきましては1億5,000万円以上というようなものを1つの基準というふうに定めているところでございますので、御了承ください。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時10分より再開いたします。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時10分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第13. 議案第44号 平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第44号平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

それでは、予算書の2枚目をお開きください。

議案第44号平成27年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について、内容の説明をいたします。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,446万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,151万円とするものでございます。

次に、（地方債の補正）でございます。第2条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表—地方債補正」によるものでございます。

内容について主だったものを説明いたしていきます。歳出から説明いたしますので、11ページをお開きください。

1款1項1目議会費で、補正額68万2,000円でございます。内容のほうは、13節の委託料42万7,000円、15節工事請負費19万1,000円を計上しております。この項目につきましては、本議会場での議会の様子をインターネットで配信するための経費を計上させていただいております。配信に当たりましては、ライブ放送、そして、録画の配信等を検討しているところでございます。

次に、2款1項1目1,234万2,000円の減額でございます。内容につきましては、2節の給料から4の共済費につきましては、4月1日の人事異動に伴いまして職員の人件費等に変更が生じたために補正するものでございます。これにつきましては、後ほどにも出てきますので、よろしく願いいたします。また、数字のほうは割愛させていただきます。

同じ目の19節負担金・補助及び交付金で196万5,000円、この内訳といたしまして職員互助会助成金として114万1,000円を減額しております。これにつきましては、職員互

助会の見直し等を図りまして、町の助成金の減額という形で計上させていただいております。

次に、12ページでございます。

5目財産管理費、補正額399万1,000円でございます。内容におきましては、12節役務費で16万2,000円、こちらに光電話導入費と上げておりますが、庁舎内におきます電話を光回線にいたします。いわゆるインターネット回線でございます。これを導入することによりまして、通話料とかいわゆる基本料等が安く抑えられますので、こちらのほうの導入経費を上げております。それから、25節の積立金といたしまして360万円、ふるさと応援基金積立金としております。ふるさと納税いただきましたものをふるさと応援基金として受け入れておりますが、ふるさと応援基金として積み立てるものでございます。月平均して40万ほどの額の9カ月ということで360万円を計上しております。

次に、10目自治振興費でございます。補正額75万7,000円、委託料としまして75万7,000円でございます。これまで自治体特選ストアでやってきた特産品の販売におきまして、このたび業者を変えまして、委託契約を変更をしたためでございます。そこで、これまでの自治体SNS運用委託料につきましては、95万5,000円の減、そして、ふるさと応援寄附金事業委託料として、新たに171万2,000円を計上しているところでございます。

次に、18目男女共同参画推進費でございます。補正額はございませんが、内容で賃金の5,000円の減と、報償費5,000円の増としております。これにつきましては、いわゆるこれまで謝金として支払われていたものにつきまして見直しを行いまして、賃金から報償費に組み替えるものでございます。この組み替え作業につきましては後の予算のほうでも計上されておりますので、そのところで御承知おきください。

次に、20目社会保障・税番号制度事業費、補正額889万9,000円でございます。委託料の318万5,000円と備品購入費571万4,000円でございます。これは、いわゆる税番号制度におきまして、国と市町村を結ぶ情報のやり取りにおきまして、そのシステムを構築するものでございます。中間サーバーを役場のほうに置きまして、そして、それらの初期導入委託料あるいは今後の保守点検委託料を計上しているところでございます。

それでは、飛びまして、14ページをお開きください。

3款1項3目高齢者福祉費といたしまして、52万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、県の在宅医療推進整備事業の中で認知症のネットワーク会議を開催するというものでございます。医療と介護との連携した事業でございます。1節、報酬としまして9万円、認知症ネットワークの委員の報酬でございます。それと需用費といたしまして、在宅医療の啓発チラシ等の印刷、全戸配布を予定しておりますが、そちらの経費として43万7,000円を計上しております。

次に、その下の8目介護保険推進費でございます。2,625万円の補正でございます。19節の負担金・補助及び交付金で、2,625万円を上げております。地域密着型施設等整備補助金でございます。これにつきましては、町内のいわゆる住民を対象といたしました在宅介護サービスを実施する事業所の開設のための補助金でございます。今後、事業所を公募いたしまして事業所を1つ選定していくわけでございますが、これにつきましては全額県の補助金というふうなところでございます。

それでは、15ページをお開きください。

14目指定介護予防支援事業、地域包括支援センター事業費でございます。補正額161万でございます。こちらは1節の報酬から11節の需用費まででございますが、県が行います在宅医療の推進事業として医療との連携を行ってまいります。その協議会や認知症のネットワーク会議等を開催していきますが、その中で、いわゆる総括する、まとめる専門家の任用をするものでございます。専門的知識を持つ嘱託職員を考えているところでございます。

次に同じページの3款2項1目児童福祉総務費でございます。1,966万4,000円の増でございます。内容につきましては、19節負担金の3,110万6,000円の減、そして、20節扶助費5,077万円の増としております。前年度まで補助金として、いわゆる一時預かり事業とか延長保育推進事業、こういったものは補助金として別に交付していたわけですが、今年度より保育所の運営費のほうに含まれることになりました。ある意味、予算の組み替えという形になります。それとともに当初予算で組んでおりました児童数が確定してまいりましたので、そちらの確定した運営費を計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。

6目子育て世帯応援事業費でございます。補正額459万2,000円でございます。内容といたしましては、19節負担金・補助及び交付金でございまして、子育て世帯応援県の助成費用として408万円等を計上しております。この内容でございますが、地域消費喚起の生活支援型交付金で実施するものでございまして、18歳以下の子供が3人以上いる世帯の3人目以降に商品券1万2,000円を交付し、子育て世帯の支援を行っていくものでございます。これにつきましては全額国県補助という形になっております。

次に、17ページをお開きください。

4款1項の11目小児慢性特定疾患事業費でございまして、補正額14万円。内容につきましては、20節の扶助費でございます。小児慢性特定疾患を持つ児童の日常生活の給付といたしまして、今回はベッドでございますが、購入費用を助成するものでございます。ただし、これにつきましては世帯の所得に応じて個人の負担がございまして、

それでは、そのページの5款1項4目でございます。農業総務費445万5,000円ござ

います。これにつきましては、2節から4節につきましては人事異動に伴う確定でございますが、9節から19節、旅費から負担金・補助及び交付金におきましては、11月初旬にあります東京で行われます町の特産品の紹介を兼ねました、いわゆる販売を行うものでございます。東京ハーヴェストといいまして、ハーヴェストという意味は収穫という意味合いがあるわけでございますが、開催されまして、今回3年目ということで参加をする予定でおります。そのときに必要な経費をここで計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、18ページの15目農村環境整備費でございます。補正額301万7,000円。これにつきましては、工事請負費として301万7,000円を計上しております。まず、高樋地区の水路改修工事費でございます。これにつきましては、地盤改良等の追加工事が発生した関係で、80万3,000円を計上しております。次に、長助塚ため池浚渫工事につきましては、7月にありました工事単価が改正されました関係で、予算不足ということになりましたので、221万4,000円の計上をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、18目力強い水田農業確立事業費として、補正額57万9,000円でございます。内容は、負担金・補助及び交付金で57万9,000円、力強い水田農業確立事業の補助金、農地集積交付金でございます。いわゆる農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをした場合に、貸し手のほうに交付金が交付されるという事業でございます。当初予定したよりも件数がふえたということでありまして、こちらのほうは県の補助、県の単独事業でございます。そして、全額県の補助という形になっております。

すぐ下の19目農地中間管理事業費315万2,000円の増でございます。内容は、19節の負担金・補助及び交付金でございます。こちらのほうの農地集積交付金【国庫】というふうに表示させております。内容につきましては、先ほどの事業と同じでございますが、こちらのほうは国の補助、いわゆる国庫事業として行うものでございまして、こちらのほうには組織に対する交付金も含まれるようでございます。これも当初予算より増額した関係から計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、19ページをお開きください。

6款1項1目商工業振興費でございます。補正額530万円。内容としましては、8節の報償費から14節の使用料及び賃借料まででございます。全体的な内容といたしましては、地方創生関連の交付金で実施する事業でありまして、他市町村の先駆的事业というもののなかで、いわゆる地方創生の先行型のうちの上乗せ交付金として交付されるものでございます。

事業内容につきましては、町内企業の連携をもって新たなものを生み出そうというものでございます。企業が扱う商品・製品等を把握しながら、発生する廃棄物等々を活用しながら、それらを連携することによって新たな物を生み出せる物がないかというふうなことをしていくものでござ

ざいます。場合によっては野菜等の活用と、いわゆる野菜の廃棄物からバイオマスエネルギーを発生させるというようなことにもなります。農業と企業をつなぐ六次産業等の検討もされているわけですが、委託料として490万円、これは企業アンケートの調査、企業連携等の企画、制作の委託料でございます。あと、そのアンケートをもとに各企業へのセミナーを開催いたしまして、その講師謝金等を計上しているところでございます。

次に、2目観光費で42万9,000円でございます。こちらにつきましては、昨年もありました町イチ！村イチ！の参加費用でございます。県の町村会が主催するものでございまして、町の特産品等を紹介していこうというものでございます。これにつきましては町村会からの補助金として40万が計上されております。

次に、20ページをお願いいたします。

7款2項3目社会資本整備総合交付金の事業費として補正額370万円を計上しております。内容につきましては委託料でございまして、370万円。ここに3つの委託料があります。それぞれ人件費等の積算単価の増に伴いまして増額するものでございます。

同じページの8款1項2目非常備消防費ということで、補正額18万5,000円を計上しております。内容につきましては、今年度退団されます消防団員の退職報償金が確定いたしましたので、その額を計上しているところでございます。

では、次のページ、21ページをお開きください。

9款1項4目大刀洗町学校支援推進事業費といたしまして、補正額52万9,000円を計上しております。これにつきましては、学校の教育活動を支援するための組織の充実を各校区で図ろうというものでございまして、県の事業でございます。負担につきましては、町が3分の1の負担ということでございます。内容につきましては、1節の報酬のところでは、学校支援コーディネーターというものを各学校に配置いたします。そして、そこで学校を支援する会議等を開いていくわけですが、そちらに係る経費等を計上しております。

次に、7目放課後学習支援事業といたしまして、補正額109万5,000円でございます。こちらにつきましては、いわゆる子供たちの学習習慣の定着を図り学習意欲を向上させるという事業でございまして、小学生、そして中学2年生を対象にした学習指導を行っていこうというものでございます。これにつきましても国県補助等がございまして、町が3分の1の負担という形になります。内容といたしましては、13節のところの委託料といたしまして、これら事業を総括する方をNPO法人等に委託いたしまして総括するコーディネート委託料でございます。それから、学校サポーターの謝金という形で計上させていただいております。

それでは、22ページの2目大堰小学校費を見ていただきたいと思います。この後、各学校費が続きますが同じようなことでございますので、まず、大堰小学校について述べさせていただきます。

ますが、小中学校の予算につきましては、平成27年度のクラス数とかあるいは児童数に係る単価を定めて計上しているわけございまして、前年度の執行残につきまして、翌年度にどうしても必要な経費等があればその分については計上をしてよいというふうな形をとっております。その中で大堰小学校につきましては補正額19万円を上げております。内容につきましては、それぞれ学校によって違いますけども、18節備品購入費等でのワイヤレスアンプの購入費等に上げさせていただいているところがございます。それぞれ各学校ごとにそういった考えで計上させていただいております。

それでは、23ページをお開きください。

中段から下でございます。9款5項の3目中央公民館管理費でございます。64万9,000円の増額でございます。内容につきましては、修繕料として計上しておりますが、図書館改修に伴いまして、いわゆる事務所を中央公民館に移設するという関係での修繕料——改修費をここに計上させていただいております。

それでは、24ページでございます。

中段の9款6項1目保健体育総務費37万6,000円の増でございます。内容といたしましては、19節負担金・補助及び交付金のところに12万円を計上させていただいておりますが、全国大会出場助成金でございます。ジュニアスポーツ等の個人あるいは団体等が全国大会に出場したときに助成するものでございます。今年は出場する個人・団体等が予定よりも多かったので、当初予算に加えまして、ここで増額しているところがございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項の別の明細書でございます。それぞれの歳出事業費に合わせまして歳入の事業が、歳入分を計上させていただいております。国県支出金のほか寄附金といいますのは先ほど言いましたふるさと応援寄附金の部分、そして諸収入等の計上、そして一般財源を加える場合には繰越金というところで補正額をしております。

そして、今回につきましては、地方債の補正も行っておりますので、前のページの4ページをお開きください。

まず、ここに1の追加と、一番下にあります廃止をごらんいただきたいと思います。下の廃止のところの農村環境整備事業の高樋地区の水路改修事業（公共事業費事業等債）でございますが、これにつきましては国庫補助から県補助に変わったため、この公共事業等債を一般事業債に変えたものでございます。

次に、社会教育整備事業におきまして、廃止するものは地域活性化事業債を予定しておりましたけども、こちらにつきましては一般事業債に変えております。それぞれ限度額につきまして、

追加のほうでは農村環境整備事業円につきましては2,250万円、それから社会教育施設整備事業につきましては2,420万円というふうに計上しております。

次に、中ほどの変更でございます。臨時財政対策債でございます。限度額1億9,000万円が補正前でしたが、補正後2億2,726万7,000円と3,726万7,000円の増としております。これにつきましては、普通交付税が確定いたしまして、財源不足を補うというための臨時財政対策債の限度額がふえたため、この増額変更しているところでございます。

以上で内容説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） 18ページです。18ページの5款1項19目農地中間管理事業ですけど、先ほどの何か説明で貸し手がふえたとかちょっとお聞きしましたけども、何件から何件にふえたのか。ちなみに昨年は何件そういう管理事業の貸し手関係があったのかちょっとお願いします。

○議長（長野 正明） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 産業課の森でございます。

ちょっと今その資料が手元にないんですけど、実は、この理由としましては、昨年は公募が2回だったんです。中間管理機構に対する公募がですね。それが昨年ちょっと少なかったということで、1月に追加で公募がっております。その関係で、うちが予算を組むときにはもう2回目までしかわかってなかった関係で、それで予算を組んだんですけど、追加があったちゅうことが1つと、もう一つは大きな理由としましては、1つの営農組織が法人化をいたしまして、法人化をすれば、中央管理機構のほうに預け入れをすれば中間管理機構のほうから、こちらに書いております農地集積協力金です、こちらのほうが貸し手に対しても借り手に対しても予算が出るというようなことで、その分が大きな増額になっておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番、黒木です。

14ページの介護保険推進費の中で、地域密着型施設等整備補助事業です、これを開設されたというようなことで、事業所がどこが開設されたのか、2,625万円です、これについてちょっと質問をしたいと思います。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 黒木議員の御質問に対してお答えをいたします。

14ページの地域密着型等施設整備補助金ですけども、開設されたのではなくて、今後開設——今年度開設予定にしております。これから詳細を決定しまして、公募をして、町内の業者、

事業所なりに応募をしていただいで開設をするということで、今予算化をしておるところです。

以上です。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） もう少し詳細に、どういう事業でどのような施設をするのかちょっとわかりませんので、もう少し詳細に説明をお願いしたい。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 今の御質問にお答えいたします。

今回、公募いたします事業所につきましては、小規模多機能型在宅介護事業所というものを町内に開設したいということで予定をしております。

この事業所につきましては、今取り組んでおります地域包括ケアシステムで言われております在宅で介護をしていく場合に必要な施設ということで、内容としましては、通いです、通所を中心として泊まりとか訪問に来ていただくとかいろんなサービスを、多機能なサービスを受けられるような施設ということで、今後在宅で介護をしていく中で非常に必要な施設ということで開設を予定しております。

これにつきましては、今のところ、宿泊については6名ということで、まだ詳細については決定をしておりませんが、そういうふうな利用しやすいケアプランを立てていただいて、そのときに応じて通いと泊まりとか訪問とかいろんなサービスが受けられるような一体的な事業所を開設したいということで計画しております。

以上です。

○議長（長野 正明） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 例えば事業所について、今いろんな、幸生苑、聖母園、いまがわの里やらあるですね、そういうふうなところの結局プラスアルファかな、そういうことですか、それとも個人的にこういうようなこともされるともいうのかな、そこら辺について何かちょっとこうわからんごとあるような説明ですが、何かもう少しパンフレットがなかつかな、そんなのちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） これは個人というのはなかなか難しいと思っております。これについては先ほど言いました、例えば通所施設とか短期宿泊ができる施設とか訪問される事業所とかそれぞれにはありますけれども、それを1つの事業所でその方に対してサービスをするということで、例えば日ごろ通所をお願いしている職員の方が泊まったときにも訪問も来ていただけるというふうな、顔なじみの方がいろんなサービスをしていただくということがメリットというか、そういういろんな3つの——基本的には3つのサービスができるような事業所ということで、今

ある事業所の中で今、例えば有料老人ホームとかそういう所を改修し、そういうことができるような改修施設整備なり人員配置をしていただいて、実施をしていただくということですので、今、基本的には今されてある事業所の中でそういうことを希望してある事業所を公募するという形になります。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 関連です。小規模多機能施設ができるっていうのはとても喜ばしいことだと私は思っております。それで宿泊は6名ということですが、入所といたしますか、対象は何名を想定してありますでしょうか。

○議長（長野 正明） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 一応、詳細については全てまだ公募してませんので決定していませんけども、基本的には1事業所登録定員が25名以下となっておりますので、25名以下のところで設定をしたいと思っております。あと、通いについては、その2分の1ぐらいということですので、15名程度の範囲ということ。宿泊については最高が9名となっておりますけれども、最少というか、今の需要というか、いろんな状況を見まして、一応今のところは6名程度の宿泊というところで考えておるところです。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 10番、森田でございます。

18ページをお願いいたしますが、農林水産費の中で東京ハーヴェストというのが出てきておりますが、これは費用対効果から見てどういうふうにしておられますか。

○議長（長野 正明） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） お答えいたしたいと思えます。

一応、先ほど総務課長のほうからも説明があったと思えますけど、東京ハーヴェスト2015というんですけど、一応、場所が東京の六本木ヒルズです、あそこで開催されるということで、毎年2日間で3万人ぐらいの来場者があるということがございます。それで、基本的には収穫祭でございますけど、自治体以外の普通の企業が参加されるのがほとんどでございます。自治体は多分、聞いたところではもうわずかというところがございます。

なぜハーヴェスト2015に参加するようにうちのほうが考えたかといいますと、一応、大刀洗町のJAみいです、JAみいの共選の野菜は一応今のところ大阪までしか行っておりません。なぜかという東京まで行けば運転手を2人つけてガソリン代もかかるから、費用対効果で一応今のところ大阪までしか農産物は行ってないちゅうことが1つありまして、ぜひ大刀洗町の農産

物も、東京が一応全国のいろいろな発信地でございますので、東京のほうに一応収穫祭でそこに展示しまして、大刀洗町の農産物がこういうおいしい物がありますよということで、一応そこで販売を一応する予定にしております。当然野菜です所以我们が行っても野菜のことは深くはわかりませんので、一応、JAみいに協力を仰いで、できるならばJAみいの職員さんか、そちらのほうも一緒に行って、大刀洗町の農作物を日本全国に発信したいということで、一応ハーヴェスト2015に参加するという、そのような意義で参加するというところでございます。

以上でございます。

○議員（10番 森田 勝典） 大体わかりました。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） ことしで2回目ということで、去年、銀座でされた事業とはまた別なんでしょうか。

○議長（長野 正明） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） ことしが初めてでございまして、去年は全然参加しておりません。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございせんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 12ページ、自治振興費の中で、ふるさと応援寄附金の事業委託料が171万組まれておりますが、この内容的なものはどういうことでしょうか。

○議長（長野 正明） 矢野地域振興課長。

○地域振興課長（矢野 孝一） それでは、ただいまの質問についてお答えをいたします。

内容的には、これはあくまでもふるさと応援基金を受けた方に「さとふる」という会社を通じて、そういった品物を送る、あるいは「さとふる」に手数料12%、その合計でございまして、品物代と送料と手数料、約50%前後になるというふうに思いますけれども、この委託料でございまして。

以上でございます。

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第14. 議案第45号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第45号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。よろしくお願いいたします。

予算書の2ページをお願いいたします。お開きください。

それでは、議案第45号平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

補正の額は、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ417万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,611万4,000円とするものでございます。今回の主な補正でございますが、国民健康保険事務に従事しております職員の担当替えに伴います人件費が主なものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。歳出のほうから6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの歳出でございます。1款1項1目一般管理費でございますが、4月より国保担当者の変更に伴います人件費の変動分でございます。455万2,000円減額となっております。

次に、3款1項1目後期高齢者支援金及びその下にあります4款1項1目前期高齢者納付金でございますが、それぞれ金額の確定によりまして増額となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページでございます。同じく歳出ですけれども、8款2項2目保険事業費でございます。これは、乳幼児医療健診歯科衛生士賃金を予算の組み替えを行っております。

次に、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

5ページの歳入でございますが、9款1項1目一般会計繰入金におきまして、先ほど御説明いたしました職員給与の繰入金として、455万2,000円を減額計上しております。

10款1項1目一般被保険者繰入金におきまして、37万5,000円を増額しております。

以上で、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第15. 議案第46号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第1号) について**

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第46号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 予算書の2ページをお願いいたします。

それでは、続きまして議案第46号平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算につきましては、第1条にありますように、総額から歳入歳出それぞれ231万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,446万9,000円とするものでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳出のほうから御説明いたします。1款1項1目一般管理費でございますが、担当職員の異動に伴います人件費の変動ということで、231万円減額となっております。

次に、歳入でございます。5ページをお願いいたします。

歳入のほうですけれども、3款1項1目事務費繰入金におきまして、先ほどの職員給与等の繰入金として、231万円を減額計上しております。

以上で、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16. 議案第47号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（長野 正明） 日程第16、議案第47号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松と申します。

それでは、予算書の2ページをごらんください。

議案第47号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

まず、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ573万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,740万1,000円とするものでございます。

内容について御説明いたします。お手元資料の6ページをごらんください。

2款1項1目公共下水道の一般管理費でございます。大きなものとしましては、15節工事請負費528万円。説明としましては、現在、町内に約33カ所のマンホールポンプがございまし

て、今回の工事箇所は山隈公民館の西側のところに設置をしております仕解田橋の横のマンホールポンプのオーバーホールでございます。2基ございまして、2基まとめてすると、この528万円の予算がかかるということで計上させていただいております。

次に、歳入について御説明いたします。5ページをごらんください。

歳入、4款1項1目、まず一般会計繰入金として280万1,000円を繰入金として行っております。

次に、5款1項1目の繰越金、前年度繰越金として293万2,000円を、この工事費として使用する予定にしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（長野 正明） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午前11時02分
